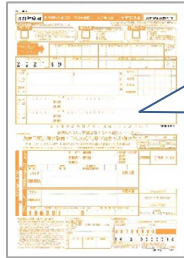
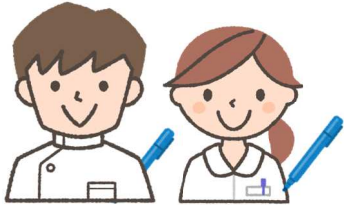


施設会員でのご入会手続き

STEP1. 「入会申込書/会員情報変更届」に必要事項を記入する



施設会員の会費納入方法は下記2つのみです
1.口座振替 または 9.施設で取りまとめ
(※銀行振込、コンビニは個人会員のみ)
施設指定の会費納入方法を施設の会員担当者へ必ず確認してください!!

- ・口座振替を選択された方のみ、用紙下半分の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申請書」に記入してください。記入漏れ、記入間違いなどがあった場合、場合によっては再提出いただくことがあります。

**ご注意
ください**

- ・お届け印を忘れずに押印ください
- ・お届け印に間違いがないかご確認ください
- ・記入内容の訂正は二重線で消し、必ず訂正印（お届け印と同じ印鑑）を押印ください
- ・記入漏れのないようご確認ください



【金融機関コードの一例】

四国銀行：0175 高知銀行：0578 高知信金：1881 四国労働金庫：2987
幡多信用金庫：1880

STEP2. 専用の返信用封筒に入れ封をし、施設の会員担当者に渡す



担当者へ提出



会員担当者

STEP3. 会費の納入

- 口座振替の場合…指定口座から自動引き落とし。振替日は15日締め翌月27日引落し。
※残高不足により振替できなかった場合は、コンビニ払込票がご自宅あてに送付されます。
- 施設で取りまとめて納入の場合…会員担当者へ年会費を渡し、会員担当者が施設で取りまとめて納入。



担当者へ提出



会員担当者



取りまとめて納入



STEP4. 会員証の受取り

会員証は会費納入済になってから、施設宛に発送されます。会員担当者からお受け取りください。
この会員証は永年会員証です。紛失等で再発行希望の際は県看護協会までご連絡ください。